千葉市農業用道路及び農業用用排水路保全管理資材支給要綱

（目　　的）

第１条　この要綱は、土地改良区及び水利組合その他農業従事者で組織する団体（以下

「土地改良区等」という。）が管理している農業用道路及び農業用用排水路の保全管理 に必要な資材を市が支給することにより、これらの適正な管理に資することを目的とする。

(支給資材）

第２条　市が支給する資材は、次に掲げるものとする。

（１） 農業用道路保全管理資材（高炉スラグ、再生砕石）

（２） 農業用用排水路保全管理資材（排水管材、用水管材、その他市長が必要と認め　　　　る資材）

２　支給資材の種類及び数量は、土地改良等が計画する農業用道路及び農業用用排水路の保全管理作業（以下「保全管理作業」という。）の内容を勘案し、予算の範囲以内で決定するものとする。

（支給申請）

第３条　資材の支給の申請を受けようとする土地改良区等の代表者は、農業用道路及び　　農業用用排水路保全管理用資材支給申請書（様式第１号）により、市長に申請しなければならない。

（支給決定）

1. 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支給する　　　　ことを決定したときは、その旨を決定した支給材の種類、数量その他必要事項を農業用道路及び農業用用排水路保全管理用資材支給決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（交付条件等）

第５条　市長は、前条の規定により資材の支給を決定するときは、次に掲げる事項を条　　件として付するものとする。

（１）支給資材を支給決定の対象となった保全管理作業（以下「作業」という。）の目的以外に使用しないこと。

（２）作業を中止し、またはその内容を変更するときは、あらかじめ市長の承認を　　　　　受けること。

（３）作業予定期間内に完了できないことが判明したときは、または作業の遂行が　　　　　困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）市長から求めがあったときは、作業の状況について報告すること。

（５）作業が完了したときは、速やかに市長に届けること。

（６）その他市長が必要と認める事項。

２　前項第２号の承認を受けようとするときは、農業用道路及び農業用用排水路保全管理用資材支給（中止・変更）承認申請書（様式第３号）により、市長に申請しなければならない。

　 ３　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支給することを決定したときは、その旨を決定した支給材の種類、数量その他必要事項を農業用道路及び農業用用排水路保全管理用資材支給（中止・変更）決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

４ 第１項第４号の報告は、農業用道路及び農業用用排水路保全管理用作業状況報　　　 告書（様式第５号）により行わなければならない。

５　第１項第５号の届け出は、農業用道路及び農業用用排水路保全管理用作業完了　　　 届（様式第６号）により行わなければならない。

６　市長は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して１４日以内に検査を行うものとする。

　　　この検査により不適切な作業があった場合には、市は土地改良区等に作業の改善を指示することができる。

７　市長は、前項ただし書きの改善後の作業を確認するものとする。

附則

この要綱は、平成１２年８月１８日から施行する。

附則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２７年４月１５日から施行する。

附則

　この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

附則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。